

平成24年第1回基山町議会（定例会）会議録（第5日）						
招集年月日	平成24年3月2日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成24年3月12日	9時32分	議長	後藤信八	
及び宣告	散会	平成24年3月12日	13時18分	議長	後藤信八	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	神 前 輔 行	出	8番	大 山 勝 代	出
	2番	久 保 山 義 明	出	9番	片 山 一 儀	出
	3番	牧 藺 綾 子	出	10番	品 川 義 則	出
	4番	木 村 照 夫	出	11番	林 博 文	出
	5番	河 野 保 久	出	12番	松 石 信 男	出
	6番	重 松 一 徳	出	13番	後 藤 信 八	出
7番	鳥 飼 勝 美	出				
会議録署名議員	1番	神 前 輔 行		2番	久 保 山 義 明	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 古 賀 敏 夫		(係長) 鶴 田 し の ぶ		(書記) 寺 崎 一 生	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	小 森 純 一	健康福祉課長	眞 島 敏 明	教 育 長	大 串 和 人
	総 務 課 長	小 野 龍 雄	こども課長	内 山 十 郎	企 画 政 策 課 長	木 村 司
	財 政 課 長	城 本 好 昭	農林環境課長	松 雪 靖 弘	税 務 住 民 課 長	天 本 政 人
			まちづくり推進課長	天 本 正 弘		
			会 計 管 理 者	毛 利 俊 治		
			教 育 学 習 課 長	内 山 敏 行		
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

- 日程第1 総務文教常任委員長報告（付託議案第1、3、6号議案）
- 日程第2 厚生産業常任委員長報告（付託議案第2、4、6、7、8、9号議案）
- 日程第3 討論・採決（第1号議案から第9号議案まで）
- 日程第4 総括質疑
- 第10号議案 平成24年度基山町一般会計予算
- 第11号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計予算
- 第12号議案 平成24年度基山町後期高齢者医療特別会計予算
- 第13号議案 平成24年度基山町下水道特別会計予算
- 日程第5 委員会付託

～午前9時32分 開議～

○議長（後藤信八君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

去る8日から休会中の本会議を開議します。

入ります前に、去る5日の久保山義明議員の一般質問におけるまちづくり推進課長の答弁内容に関して、訂正の申し出がありました。

ここで発言を許可します。天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

先週、3月5日の本会議での久保山議員の一般質問におきまして、誤った答弁を申し上げた点がありましたので、申しわけありませんが、時間をいただいて訂正させていただきたいと思っております。

県内の市・町で都市計画区域の線引きをしている市・町を教えてくださいとお尋ねに対し、県内の市はすべて線引きをしているとの答弁をいたしました。正しくは、線引きといわれます市街化区域と市街化調整区域とに区分している市・町は、佐賀市、鳥栖市、基山町だけでございます。訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

日程第1～2 総務文教常任委員長報告・厚生産業常任委員長報告

○議長（後藤信八君）

日程第1．総務文教常任委員長報告、日程第2．厚生産業常任委員長報告を一括議題とします。

初めに、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。鳥飼総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（鳥飼勝美君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

ただいまより総務文教常任委員会の審査報告をさせていただきます。

付託されました第1号議案、第3号議案、第6号議案でございます。

第1号議案 基山町暴力団排除条例の制定について

第3号議案 基山町税条例の一部改正について

第6号議案 平成23年度基山町一般会計補正予算（第5号）中付託分

（歳入全般及び歳出1款、2款、7款、9款、10款、13款、14款）でございます。

ます。

本委員会は、3月7日付付託された上記の議案を審査の結果、第1号議案は一部を別紙のとおり修正可決、第3、6号議案は原案を可決すべきものと決定いたしましたから、会議規則第76条の規定により報告します。

なお、第1、3、6号議案に対する審査の経過は以下のとおりです。

#### 記

##### 第1号議案 基山町暴力団排除条例の制定について

本条例の対象となる暴力団及び暴力団員の定義についてただしたところ、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する指定暴力団及び暴力団員であり、それ以外の者は対象とならないとの説明を受けました。

第3条第1項において町民等の理念がありますが、町としても同じ理念で臨むべきであるとして、「町民等」を「町及び町民等」に、また第11条においても同じ理由から同様の修正案を提出することといたしました。

また、第10条の生徒に対する教育等のための措置の状況についてただしましたところ、県から中学生向けの研修会を行うよう要請があっており、県と日程調整を行っているとの説明を受けました。

##### 第3号議案 基山町税条例の一部改正について

法人税実効税率の引き下げとの関連についてただしましたところ、今回の引き下げで今までの国・県・町合わせて40.69%を35.64%に引き下げられました。この結果、国は4.18%の引き下げ、県と町は0.87%の引き下げとなっております。しかし、県の場合は事業税の課税適用範囲を広げたので、結果的に税収増となっております。そこで、県のたばこ税の一部を町のたばこ税に移譲することで均衡を図っているとの説明を受けました。

また、退職所得の10%控除の具体的な例示についてただしましたところ、退職所得の税額計算は、退職の収入から所得控除を引き、その2分の1に税率を乗じた金額からさらに10%を控除した金額が税額となっております。平成25年1月1日からは10%の控除がなくなるとの説明を受けました。

##### 第6号議案 平成23年度基山町一般会計補正予算（第5号）中付託分

（歳入全般及び歳出1款、2款、7款、9款、10款、13款、14款）

歳 出

(2款1項1目7節)

臨時雇賃金69万2,000円の更正について、その状況をただしましたところ、障害者雇用に関して法定雇用率を満たすように2名の雇用を計画していましたが、1級障害の方を雇用したため、法定雇用率を満たしたので、1名分を更正したとの説明を受けました。

今後、障害者の雇用については、活用できるところは積極的に雇用を広げていくよう要望いたしました。

(2款1項1目9節)

特別旅費53万6,000円の更正に関し、東日本支援の派遣についてただしたところ、6月に10名分の補正をし、7名の職員を気仙沼の避難所支援に派遣しておりました。しかし、避難所支援業務が終了し、現在は、現地の要望が長期にわたる自治事務の支援に変わってきて、一、二週間の短期派遣を想定する市町村レベルでは長期にわたる職員を派遣する余裕がないので3名分を更正するとの説明を受けました。

次、別紙でございます。ただいまの修正案でございます。

第1号議案 基山町暴力団排除条例に対する修正案(別紙)

第1号議案基山町暴力団排除条例の一部を次のとおり修正する。

第3条第1項及び第11条中「町民等」を「町及び町民等」に改めるでございます。

次の表は新旧対照表でございます。

以上で委員会の報告を終わらせていただきます。(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤信八君)

重松議員。

○6番(重松一徳君)

今、総務文教常任委員長の方から、第1号議案 基山町暴力団排除条例の制定について修正をされ、それについて説明をしていただきました。総務文教常任委員会では慎重審査がされたわけですが、それ以外の常任委員会では原案のみ審議し、修正については審議しておりませんので、この場で総務文教常任委員長に質問いたします。

第1点は、先ほど町としても同じ理念で臨むべきであるということで、「町民等」を「町及び町民等」というふうに言われました。これについて、総務文教常任委員会での審査内容をもう少し詳しく報告していただきたいと思います。

そして、特に(町の責務)、その後第4条の方で書かれているわけです。この中では、

「町は、前条の規定による基本理念にのっとり暴力団の排除のための施策を推進するものとする。」ということで、町は町民よりもこの責務は物すごく大きいのだというふうに私は理解もしております。

少し報告もしますけれども、去年11月、これは朝日新聞、中日新聞、読売新聞、すべて載りました。それは何かというと、町及び自治体が持っている戸籍抄本なりこの情報、これを司法書士を偽って、不当に情報を得ると。その情報を暴力団が資金源として売ったり、または恫喝するために不正取得した町の情報を利用するというのが発生しているわけです。全国で1万件ぐらいそういう事件があったというふうに、佐賀県でも唐津市でもあったのではないかとこのふうなことも言われております。

そうすると、今から先、基山町が持っている情報が不正取得されたりして、暴力団の資金源にもなるということでは、町の責務というのが物すごく大きくなるだろうと思います。その辺が、総務文教常任委員会でどのように審査されたのかということも伺います。

それから、第8条には（町民等に対する支援等）ということで、「町は、国・県、他の市町村及び関係機関等と連携して」と書いてあります。当然これは「市町村」と書いてありますけれども、基山町ということだと思います。国・県と十分に連携をとって、町及び町民等により組織された団体に、活動に取り組みができるように必要な支援を行うという中身ですけれども、支援を行えば、当然町民及び町民等はそれにこたえて活動もするわけですけれども、どうしても相手が暴力団という組織ですので、その後、報復なり嫌がらせ、いろいろな部分をやっぱり警戒もしますし、そういうのを恐れると。恐れてはいけないと言われても、やっぱり恐れるのが現実でもあります。

そうすると、国・県、そして基山町は町民の生命、財産、安心・安全を守るのだということも、やっぱり私はここで条例の中で入れたらいいというふうに思いますけれども、この辺について、今回修正はされておられませんけれども、総務文教常任委員会ではどういうふうな審査がされたのか。

以上、今申し上げました3点について、鳥飼総務文教常任委員長に質問いたします。

（「ちょっと議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

はい。（「ちょっと1点だけ、進め方なんですけれども」と呼ぶ者あり）進め方……。

○12番（松石信男君）

いや、委員長報告に対する、質問を受け付けるってなっとったかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

委員長報告に対して、委員会の経過、審議経過等に質問があれば、質問は受けることになっておりますので、私はそういうふうに解釈しておりますけれども。

○12番（松石信男君）

いや、そういう確認、従前からしていないからね。議運なら議運できちんとその辺は……。

○議長（後藤信八君）

いや、以前にもありましたよ。ありました。委員長報告に対する質疑はあったことがあります。

ただ、委員長報告に対する質疑は、審議経過の確認ということがあれでありますので、それが執行部に対する質問とかね、そういうことでは一切ないということで、あくまでも委員長に対する審議経過の報告を求めるということで理解しておりますので、認めております。

○12番（松石信男君）

それなら、議長がですね、やはり「委員長報告に対する質問を受け付けます」ということできちんと言ってからしないと、何で重松議員がという感じを受けましたのでね。その辺はきちんと。

○議長（後藤信八君）

ただいまの重松議員の発言は、総務文教常任委員会に対する審議経過の確認のための質問というふうに受け取りますので、質問を認めたいと思います。鳥飼総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（鳥飼勝美君）

ただいまの重松一徳議員の委員会の審査関係について、御質問でございます。

この暴力団排除条例については、総務課長より説明を受けまして、審議等については、第1条から（目的）、（定義）等がありました。この内容についての審議は、各条にわたってありましたけれども、一番の問題点につきまして、この（基本理念）についての項目の中に、町民等に関する基本理念しか載っていないということで、この条例の本体であります（基本理念）の中に町としての理念が記載されていないと、規定されていないということで、総務課長なりの趣旨説明では、その中には、町としては当然入っていると。基本理念としては、町の責務はあるということですが、条項として、町の基本理念の条項が入っていない

ということで、これはぜひ入れるべきだと。

これと同じように、第11条の（利益の供与の禁止）についても、町民等のみの規定しかありません。これについても、利益供与については、これを町民等だけに入れているということについて疑義があると。これも当然、つまり町というのは、執行機関である町長と議会、いろいろな各種委員会もすべて町という規定で、本来ならば（定義）の中に、町とは何かという定義を入れるべきではないかという考えもありましたけれども、第3条の（基本理念）と第11条の（利益の供与の禁止）規定についての規定で町が抜けていると。これは問題があるということで、全会一致で「町民等」の前に「町」を挿入といいますか、追加修正案を全会一致でさせたところでございます。

それと、もう一つの8条の支援というふうな、ただいまの重松議員の御質問がありました。これについても、内容については、これは国・県、他の市町村が相互に自主的に町民等に支援する義務規定ということで、この詳細の内容についての踏み込んだ問題については、委員会の方としてはされておられません。

重松議員の今の発言の中で、そういうことがお聞きになりたければ、執行部の方にして、あと一つのこと、その内容等についての第8条に関しての審議は、深く取り組んだ審査はされておられません。

以上で終わります。

#### ○議長（後藤信八君）

ただいまの総務文教常任委員長の回答でよろしゅうございますね。

先ほどの委員長報告に対する質疑は、基山町議会規則第42条で正式に認められた事項でありますので、こちらから問いかけることはしませんけれども、あれば受け付けるということでやらせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、次に、厚生産業常任委員長の審査報告を求めます。品川厚生産業常任委員長。

#### ○厚生産業常任委員長（品川義則君）（登壇）

おはようございます。厚生産業常任委員会の審査の報告をいたします。

厚生産業常任委員会では、付託されました

第2号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第4号議案 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について

第6号議案 平成23年度基山町一般会計補正予算（第5号）中付託分

(歳出2款1項5目、6目、7目、3款、4款、6款、8款(付託を受けた歳出に関連する歳入の確認を含む))

第7号議案 平成23年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

第8号議案 平成23年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

第9号議案 平成23年度基山町下水道特別会計補正予算(第5号)

本委員会は、3月7日付付託された上記の議案を審査の結果、第2、4、6、7、8、9号議案は原案を可決すべきものと決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、第6、7号議案に対する審査の経過は次のとおりであります。

#### 記

第6号議案 平成23年度基山町一般会計補正予算(第5号) 中付託分

(歳出2款1項5目、6目、7目、3款、4款、6款、8款(付託を受けた歳出に関連する歳入の確認を含む))

#### 歳 出

(2款1項6目13節)

循環バス運行业務委託料に関して、平成23年12月26日に循環バス検討委員会より提出された答申について検討はしたのかとただしたところ、児童送迎については教育学習課と関係者が協議した結果、登校時には7時30分発の循環バスを利用し、利用者が少ない下校時にはタクシーを利用するとのことでありました。また、8時台に1便増便するとの説明も受けました。平成24年度には運行ルートの見直しも行うという説明を受け、委員会では、答申にあるように、利用者のニーズを考慮しバスの台数をふやすこと、受益者負担を考慮した運賃の有料化を含めた検討を行うように要望いたしました。

(3款2項1目7節)

児童福祉総務費の臨時雇賃金の更正に関連して児童放課後クラブ指導員の職務に関してただしたところ、勤務は放課後から18時(延長19時)まで、賃金は1時間865円との説明を受けました。

委員会としては、勤務時間が役場閉庁後の時間にもわたることや待遇により指導員の確保に支障が生じるのではないかとの意見が出ました。今後は臨時職員の処遇等改善に取り組むよう要望いたしました。

第7号議案 平成23年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

歳 出

（8款1項1目13節）

特定健康診査委託料306万8,000円の更正についてただしましたところ、見込みより実質の受診者が少なかったためであり、対象者2,819人、実績1,019人、受診率は37.6%との説明を受けました。

委員会としては、国の方針では受診率が60%以下の自治体にはペナルティーがあるので、町民に広く周知をするように要望いたしましたところ、担当課としては、出前講座等を活用するなどあらゆる機会に協力をお願いをいたしているところであるとの説明を受けました。委員会としては、さらに努力して広報を積極的に行うように要望いたしました。

当委員会としては、議員各位におかれましても健康診査を受けていただきますよう、そして受診率のアップに貢献いただきますように強く要望いたしまして、厚生産業常任委員会の報告を終わります。

○議長（後藤信八君）

以上で各常任委員長の審査報告は終了しました。

日程第3 討論・採決

○議長（後藤信八君）

日程第3. 討論・採決を行います。

第1号議案 基山町暴力団排除条例の制定についてに対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

討論を終わります。

第1号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は修正可決です。

まず、総務文教常任委員会から提出された修正案について採決します。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、総務文教常任委員会から提出された修正案は可決されまし

た。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。修正議決した部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、修正議決した部分を除く原案は可決されました。

第2号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第2号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第2号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、厚生産業常任委員長報告どおり可決されました。

第3号議案 基山町税条例の一部改正についてに対する討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第3号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

起立多数と認めます。よって、第3号議案 基山町税条例の一部改正については、総務文教常任委員長の報告どおり可決されました。

第4号議案 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第4号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第4号議案 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正については、厚生産業常任委員長の報告どおり可決されました。

第5号議案 基山町固定資産評価員の選任に対する討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第5号議案を採決します。

ここでお諮りします。採決の方法は投票によって決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。よって、採決の方法は投票によって行うことに決しました。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（後藤信八君）

ただいまの出席議員数は13名でございます。

ここで、会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に神前輔行議員と久保山義明議員を指名します。

投票上の注意をいたします。

同意票は○、不同意票は×、白票は否とみなします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（後藤信八君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（後藤信八君）

異状なしと認めます。

1 番議員より順次投票をお願いします。

〔投 票〕

○議長（後藤信八君）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。開票立会人は立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（後藤信八君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票12票

無効投票0票

有効投票中

同意票 11票

不同意票1票

よって、第5号議案は原案に同意することに決しました。

ここで議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（後藤信八君）

第6号議案 平成23年度基山町一般会計補正予算（第5号）に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第6号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長、厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第6号議案 平成23年度基山町一般会計補正予算（第5号）は、総務文教常任委員長、厚生産業常任委員長の報告どおり可決されました。

第7号議案 平成23年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第7号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第7号議案 平成23年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、厚生産業常任委員長の報告どおり可決されました。

第8号議案 平成23年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第8号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第8号議案 平成23年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、厚生産業常任委員長の報告どおり可決されました。

第9号議案 平成23年度基山町下水道特別会計補正予算（第5号）に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第9号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第9号議案 平成23年度基山町下水道特別会計補正予算（第5号）は、厚生産業常任委員長の報告どおり可決されました。

日程第4、総括質疑に入りますが、ここで10時20分まで休憩をさせていただきます。

～午前10時10分 休憩～

～午前10時20分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

日程第4 総括質疑

○議長（後藤信八君）

日程第4．総括質疑を議題とします。

第10号議案 平成24年度基山町一般会計予算、第11号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計予算、第12号議案 平成24年度基山町後期高齢者医療特別会計予算、第13号議案 平成24年度基山町下水道特別会計予算に対する総括質疑を行います。

片山一儀議員と松石信男議員から通告がっておりますので、通告順に総括質疑を行いま

す。片山一儀議員。

**○9番（片山一儀君）（登壇）**

9番議員の片山であります。私は、議席を得た当初から、議会に提出される年度当初予算案、案だろうと思うのですが、案について、その提出の仕方、審議要領に疑義を持っています。平成24年度当初予算案にも関する事項ですから、基本的な事項について質問をさせていただきます。

第1、地方自治法第211条に、町長は会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならないことになっております。第215条に、予算の内容は、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の各項の経費の金額の流用と定めています。しかるに、議会に提出された予算の内容の編綴がわかりづらい。何か意図があるのでしょうか。

第2項目、基山町一般会計予算編成方針、私は調製だと考えていますが、特別会計予算編成方針を提出いただきました。予算に関し、町長は調製権しかないと解しておりますが、編成権があるがのごとく記されているのはなぜでしょうか。

第3点目、予算調製の前提になっている情勢見積もり、これは編成方針に書いてあるのですけれども、国の見積もり、予測のコピーをしていると私は読んだのですが、基山町の情勢見積もりはどのようにされておられますか。

第4点目、予算の内容。地方自治法第215条の内容の相関はどのようになっていますか。

第5番目、2月7日の段階で町長選はないことが予測できたのに、骨格予算としたのはなぜか。また、町長の政策の重点を、予算調製上どこに置いているのか。

第6、第1号法定受託事務及び第2号法定受託事務での町の横出し事業あるいは上乘せ事業はあるのでしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。

**○議長（後藤信八君）**

小森町長。

**○町長（小森純一君）（登壇）**

それでは、片山一儀議員の御質問にお答え申し上げます。

1の平成24年度予算一般についてということ、(1)でございますが、議会へ提出した予算の内容の編綴がわかりづらいと。何か意図があるのかというお尋ねでございます。

地方自治法第215条に規定されております予算の内容に対するお尋ねでございますが、本定例会に第10号議案をお願いしております議案を例に御説明させていただきますが、同法でいう予算の内容のうちの、歳入歳出予算は第10号議案の第1条及び第1表、継続費が第2条及び第2表、今回新しく設定する繰越明許費、債務負担行為はございません。次の地方債が第3条及び第3表、一時借入金第4条、歳出予算の各項の経費の金額の流用が第5条をお願いしているところでございます。

(2)でございます。調製権しかないと解するが、編成権があるかのごとく記述しておるといってございまして、これは法に定めるところにより予算編成を行っておるといってございまして。

(3)調製の前提になっている情勢見積もりは国の見積もりをコピーしていると読んだと。基山町の情勢見積もりはどのように見ているのかというお尋ねです。国・県等の動向を見ながら、基山町の情勢も含めて、予算見積もりを行っております。

(4)の予算の内容の相関はどのようになっているかということです。地方自治法第215条の予算の内容については、第1項のところ申し上げたとおりでございます。

(5)で2月7日の段階で町長選はないことが予測できたのに、骨格予算としたのはなぜかということです。また、町長の政策の重点を予算調製上、どこに置いたかというお尋ねです。政策的な事業を予算計上するためには、事業費の見積もりは当然ながら、その財源の模索も重要なテーマになりますので、短時間では困難であります。告示日以降に政策的な経費を検討し、当初予算に計上するには無理があるということで、当初予算には計上しておりません。

(6)の第1号法定受託事務及び第2号法定受託事務で、町の横出し事業あるいは上乘せ事業があるのかというお尋ねですが、法例等により県や町が処理するとされている事務のうち、国が本来果たすべき事務である第1号法定受託事務、県が本来果たすべき事務である第2号法定受託事務について、町独自の横出し事業や上乘せ事業は行っておりません。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

町長の回答をお伺いしますと、私の質問が悪いのかもしれませんが、あるいは、質問の分析

をされていないのか。私は編綴の要領について尋ねたのですが、回答は全く違うものであります。

編綴の要領などは、公務員として基本的な事項、基礎的な事項と私は考えているわけです。もともとこういうことを本議会でチェックすることではないかもしれませんが、国家公務員として長年勤務をしてきて、基山町の文書要領はもっと改善の余地がたくさんあると思います。文書規則なり管理規則を全部目を通して、そのようにつくづく思います。

それから、他の、いろんなネットで今調べることができますから、いろんな各地の、各役所の管理規則なり文書規則を見ても、まだまだ改善することがあるんじゃないかと。例えば、本文と別紙、あるいは付紙、別冊、別添、こういうものの取り扱い、あるいはそれぞれの別紙の当初の書き方、これがしっかりないからわかりづらいと私は申し上げているのであります。質問は、そういうことを尋ねたのですけれども、文書用語あるいは管理規則がきちんと整備されていないのではないかと思います。

例えば発刊番号のとり方自体も、私が見たところ、示されていませんし、総務課と議会事務局では異なっているようであります。基山町の文書規則、文書管理規則、もっと整備される気はありませんか。幾らでもお手伝いをさせていただきますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

文書規則にのっとり作業をやらせていただいていると思いますが、もし改善の箇所があれば、それは議論をさせていただいて、検討させていただきます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

これは前段でありまして、予算編成方針、私、調製とこう言ったのですが、総務省自治財政局財政課長内簡とあります。これは、多分大井財政企画官、あるいは原係長が出ている文書ではないかと思うのですが、このあて先が都道府県及び政令指定都市の担当課になっておりますね。県からは、これを根拠に編成方針が書いてあるのですが、県から示された留意事項というのはなかったのでしょうか。あれば出していただきたい。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

県から特に示されたものはございません。

以上です。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

編成権、調製権とこう書いたのですが、憲法には、内閣は予算を作成して国会に提出することになっております。佐賀県では、新聞では、県は「予算調整会議」を開いたと、こういうふうにっております。

なぜこういうふうに国に作成権というか編成権、あるいは地方に調製権ですね。調べ整えるではなくて、調べてつくるという言葉が使われているのですが、理由を考えられたことがありますか。これをつくるときの基本的な考え方だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

地方自治法には、確かに211条に（予算の調製及び議決）ということで、調製という言葉が使われています。

一方、私たち財政の方が基本とする地方財政法というのがありますけれども、地方財政法には（予算の編成）という題目で掲げられている項目がありまして、その中には、「法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない」と。2項には、「その財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない」とうたわれております。その題目が（予算の編成）となっておりますので、それによりまして、我々は「予算の編成」という言葉を使いますし、その方針を「予算編成方針」として掲げております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

そうすると、地方自治法で示されている「調製」なんてことは何だろうかと考えたことはなかったということですよね。確かに地方財政法は「編成」と書いてあります。それから、内簡でも「編成」という言葉を使っています。予算編成上の留意事項と使っています。これは一般用語ですね。

しかしながら、地方自治法に示される調製というのは、調製の権利、それしかできないんです。その違いがどこにあるかということ、財政課長、まあ、新任ですから、一生懸命勉強されたと思いますが、お聞かせください。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

地方自治法は、地方の団体の大筋をなす大綱というか、基本の法だと思います。それぞれの業務については、それぞれの業務の法があって、先ほど申し上げたように、財政は地方財政法のもとに業務をしています。

実務提要とかを見ますと、調製は大きい意味で、その中に編成を含むという解釈があります。調製という言葉がずっと調べてみますと、決算書にも調製という言葉がありますし、施行規則なんかを見ても、調製の様式ということで、さっき申し上げた、町長が説明した様式がちゃんと書いてありまして、考えてみますと、予算編成で組み上がった予算を調製をして、議会の方にお願ひするというふうな理解をしております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

上っ面だけだろうと思うのですが、こう見ていて、基山町のいろいろな事務を見ていて、主査ですか、一番下は主事ですか。そのときは事務をするわけですから、ずっと細則だとか、施行令だとか、施行規則だとか、そういう事務の手續事項だけを勉強するのですね。その延長で課長になられているんだと思うのです。課長になったときは、いろいろなものをつくらなければいけない。事務ではなくて、仕事をされなければいけないのです。

そうすると、やっぱり基本法から、地方自治法から、地方財政法と地方自治法は同じレベ

ルのようですが、違います。地方自治体においては、地方自治法が最高令ですよ。それから調べなければいけない。

要するに、もともと全然違うんです。例えば、町で地方債発行するときに、自分で勝手に議会で決めて発行できますか。できないですね。全部お伺いしなければいけない。そのように、すべて国の統制下、県の統制下でやらなければいけない。お金も全部そういう形で流れていっているから。

ただ、国は、全部国会で決めれば、お金を集める、債券を発行して、いろいろな手続はありますけれども、お金を集め、それをどうやるかを定めることができます。下に調製することはありません。だから、作成することができる、編成することができるんだ。地方自治体、要するに県も、市町村も、全部そういう権限を与えられていないのです。そこらあたりまで読んでいかなければいけないだろうと思うのです。これは後で、我々がやる審議に関係があるから、まず申し上げているのですが。

で、順番がちょっと逆になりますけれども、関係上、第6番目の質問にまず入らせていただきます。

第6項で、法定受託事務中、町の横出し事業あるいは上乘せ事業はあるのかと尋ねましたら、回答は、町独自の横出し事業や上乘せ事業はありませんということでした。なぜこのような質問をしたとお考えですか。町長。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

それはわかりません。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

横出し事業というのは、これは自治事務です。自主的にやる事業です。もともと法定受託事務、先ほど丁寧に御説明いただきましたが、これは自治法の最初のところに、1号はこうだ、2号はこうだともう説明がされております。

要するに、私が議席をいただいてすぐ、法定受託事務と自治事務を把握しているかと尋ねました。当時、企画政策課長は、していないということ、私はこれを聞いただけでびっくり

したというか、どういう仕事をしているか、この行政のレベルといいますか、理解することができます。事務の執行においては、確かに法定受託事務も自治事務も区別することはないと思います。それは、全部町民、住民、国民が享受することだからです。

ところが、予算の執行の、予算の調製の段階においては、ちゃんと、あるいは審議をする段階では、その区別が必要ではないかと思うのです。例えば事項別明細書にも、今新たな事業は線を引くことになってはいますが、そこにこれは法定受託事務ですよ、この事業ですよとなっていると、よく理解、わかりやすいですね。やっぱりその区分が必要ではないでしょうか。財政課長、いかがですか。私、財政課長に直接聞いて申しわけありませんが、町長に聞かなければいかんのかもわからんけれども。

**○議長（後藤信八君）**

城本財政課長。

**○財政課長（城本好昭君）**

以前、一般質問か何かで片山議員が質問されているのを聞いたことがあるのですが、あのときは、審議の必要がないというお話をたしかされていたと思います。

予算に上げるのは、総計予算主義ですので、法で決まっておろうが何しようが、歳入歳出に上げるということで、総計予算主義がありますので、計上はしておりますけれども、事務においては、何ら直接事務を、それは法定ですのでいろいろ制限とかはありますけれども、事務をしていく上では、特にありませんので、それは今現在のところ考えておりません。

**○議長（後藤信八君）**

片山議員。

**○9番（片山一儀君）**

もう少し大きな声でしゃべっていただくとありがたいのですが、先ほど申し上げたように、事務の執行の段階において区別がないのです。全部。で、法定受託事務であっても、我々の自前のお金を出さなければいけない。それは、その受益者が住民だからですね。だから、その負担率が決められています。法定受託、何%出さなきゃと決められている。そうでしょう。したがって、それは、ただ自治事務であっても、自分が金で自分でやるのですけれども、必ず補助金だとか、あるいは交付金なんかを使うとか、国の金が入ってきます。それは、自治事務であっても、国がやることに含まれることが多いからですね。

なぜこう言うかという、時間がないからとかあるからではなくて、我々がここで審議す

るときに、法定受託事務については審議する必要があるかないか。私はないと考えておりますが、いかがですか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

それは、歳出の経費とかにかかってくるので、それは当然審議をしていただかないといけないと思います。

以上です。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

元総務課長、我々の仲間である議員さんもそうおっしゃいました。

ところが、これ決まっているんですよ、率が全部。それを審議してどういう価値がありますか、予算の審議のときに。それは、わざわざ審議する事項ではない、我々の権限の事項じゃなくて、もう決められている事項ですよ。いいですか。そこらあたりが、議会の予算の審議の主たる今までの要領は、予算の補足説明事項ですよ。補足説明としてつけなさいといっている事項別明細書、これをどう生かすかという生かし方があるのですけれども、その補足説明事項、事項別明細書をこうめくってですね、日めくりみたいにめくって、議員がわからない事項を質問して審議したと私は勘違いしているのではないかと考えております。その原因は容易に推察ができるんです。おれのところの地域に関係のある予算は何かとかね、じゃないかと、こう私は勝手に推測しているんですよ。でも、そういう傾向はある。しかも、予算体系自体がですね、なかなか地方の議会ではわからないですよ。

だから、そういうことの簡便式になってしまったのだと思うのですが、議会の予算審議についてね、これはもう町長にお聞きしなきゃ。アウトカム、何を求められていますか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

今の町長への質問の答えではありませんけれども、自治事務を審議していただくかどうかというのは、例えば国政選挙とか県議の選挙とかは、1号、2号の法定事務ですけれども、

それは例えば人件費が幾らになったとか、何人出るとか、消耗品が幾らとか、当然審議をしていただくことになると思います。

以上です。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

アウトカムは何かと聞いたけれども、答えになっていないですね。と思われるでしょ、町長うなずかれたけれども、答えになっていない。要するに、極端なことは、審議をしておいて、極端には、審議しなくていいんですよ。議会が認めてくれればいいんです、議会が。極端なことを言うと。それがないと予算になりませんから。だから私は、最初に出されたものは、文書上は予算案でないかと思っていますね。案がついていません。普通だったら、これは議会で決まって予算になるのでしょうか。まあ、予算を作成してということになっています。予算を調製して出すということになっていますが、正確に言うと、そういうことではないかと思うのです。

それが、仮に事項別明細書の妥当性を審議するのであれば、必要額の妥当性、正確性を審議しなければいけないと考えて、意味がないと思います。それには積算資料が必要であります。私も随分積算資料をつくってきました。ただ、基山町、今までこう聞いていますと、さじかげん積算であると。あるいは、業者に見積もりを出させる積算であると。こういうふうな議会で報告がありました。これではチェックのしようがない。時間的余裕もないしですね、そういう専門の技術、体験を我々は持つことが、一般的な議員にはないんですね。

これは、私がかかわっていた大蔵省でしたら、主計官という専門のプロがやります。それは積算を全部チェックします。その事項別明細書だけを見るというのは、山を見ないで、木だけを見ているみたいなものですね。それも大事かもわからない。木の質を見ることも。

議会に寄せられる予算審議をどのように考えているのか。要するに、必要性、可能性、どう考えているか。そうすると、それによって資料の出し方が、私は当然違ってくるだろうと思って考えているのですが、資料作成について、そのようにお考えになったことがありますか。要するに、会議にする資料を、どんなものを出したらいいかということを考えられたことがありますか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

それは、予算といいますのは、例えば消耗品の1本、鉛筆の1本から計算をして、組み上がってきて、事項別明細になり、第1表に歳入歳出予算に組み上がりますので、その今まで議会の方に提出した資料をもって、説明資料として提出しているということです。

以上です。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

非常に基本的な質問をしているのですが、私は、会議にどんな資料を出すことが、考えたことあるか、それは考えたことないって言われた答えと同じだと思うのです。会議が、例えば、議会も会議ですから、会議が成功するかしないかは、その準備の周到にある。会議に資する資料がなかったら会議にならない。そういうところで、やっぱり予算配分、町長の政策あるいは政策遂行に根拠を与える予算配分を審議し、その妥当性、可能性を見きわめることが本来の議会の審議であれば、それに必要な、資する資料をそろえていただかないとらないと考えるわけですね。

今回の、ちょっと小さなことに入って申しわけないのですが、私はきのう、きのうというか、補助金適正化法あるいは行政不服審査、行政事件訴訟法、あるいは補助金に関するいろいろな文書を調べたのですが、補助金交付は、政治活動に関与する団体に補助金を付与することは可能ですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

政治団体に補助というのはいかがかと、それはするべきではないと私は理解しております。

それと、それこそ今いろいろ片山議員お尋ねになりました。ちょっとさかのぼって恐縮でございますけれども、案がついていないと、予算だというような打ち出し方をしていると言われますけれども、これは一応議案として出しておるわけですから、当然案のはずでございます。こっちが一方的に決定したということでもございませんし、それから自治事務、法定受託事務、これは当然予算としては法定受託事務でも上げるべきだと。それは総計予算主義

ですべて上げて、そこで議員さん方が、それをどうこう言われるとなると、これはちょっとおかしいのかなとは思いますが、私どもの予算提案としては、それも含めたところの提案だと、私はそんな、思っております。

それから、資料にしましても、一方では、片山議員の事項別明細書も不要だというような言い方もされますけれども、の審議も不要だという言われ方もしますけれども、やはりある程度の資料は提出すると。そしてまた、当然もう単価から何から、そういうふうな資料を内部検討、これは内部的にはもちろん上げて、そこでやっていると。だから、ちょっと段階が違うのかなという気がいたしております。

**○議長（後藤信八君）**

片山議員。

**○9番（片山一儀君）**

そういうお答えになって、議案書で議案とついているのだと、こうお答えなるだろうともう予測しておりました。ただ、これ文書自体は、そのタイトルに普通は案をつけますね。議案書で出したとしても案をつけます。添付書類とてつけるわけであります。

それは余りこだわることではないのですが、補助金の交付については、これは憲法に戻らなきゃいけないですね。地方自治法の多分1条2項にもその趣旨が書いてありますから、町長の回答は正しい。ただ、政治団体に、特別な場合を除いて、あるんです。ある。こういうことで出てこない町長には、一応前に資料、選挙活動ということで資料をお渡ししました。出てこないように。しかしながら、今回の予算の中には出てきております。そのために、今行政不服審査法なり、行政事件訴訟法をちょっと例に挙げたわけです。よく御検討いただきたいと思っております。

それから、予算書というのは、これはおっしゃるとおり、歳入歳出全部入れなきゃいけないんですから、書かなきゃいけません。これは受託事務であろうと、自治事務であろうと、歳入は全部掲げなければいけない。歳出も全部掲げることになっています。歳入歳出の帳尻が合うことになっています。それは正しいんです。

しかしながら、いじれるものといじれないものがあるじゃないかと私は申し上げている。事項別明細書は、これはちゃんとつけなさいということになっていますからね。説明資料として出さなさいということになった。審議するための、これはもう審議のために必要だから出さなさいと法律で決めているんですよ。

私が申し上げているのは、町長が所信表明やられました。それから、予算編成方針、調製だと思いますが、出されました。それから、そういう町長の考え方を出されたのですから、その考え方をどう具現するかというのが、すべて予算なんです。裏づけです。予算の裏づけのない事業は出してはいけないことになっています。これも地方自治法には書いてあります。

そういうことで、それは正しいのですが、そういうことをきちんとしてやらないと、本来の町長が何を考えてどうされるかという予算の審議が我々にはできないだろうと。確かにここでいろんな質問をしたりなんかしたら、それは審議なのかわからないけれども、本当に町長、協働とおっしゃっているけれども、協働ということをどれぐらい予算つけているんですか。例えば図書館、これから新年度は検討委員会をつくるとおっしゃっていますが、これは教育長、図書館の調査費は要求されたんですか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

特に要求はしておりません。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

さらにですね、要するにやろうとしていることの裏づけ、確かに検討委員会の費用見積もりはあると思いますが、そういう調査費をきちんとつけて、趣旨を、自分の意思をあらわしていくことが予算ではないですか。そのためにお金をつけていく、配分をしていくということである。それが我々の、本来の議会で、我々政策として、それを町長の政策に対してどういうふうなチェックをするのかということが、本来予算調製の基本だろうと私は思っています。だんだん変わってきました。これは、決算のやり方も今議会で分析を出せということで、随分私は進歩をしたと考えています。基山町の議会はすごく進歩していると思います。

次に、情勢見積もりについてしたのですが、基山町の情勢を含めて、予算見積もりを行っていますと書いてあります。回答がありました。では、それが予算編成方針のどこに入っていますか。どこに明確に、基山町はこうだからこうであるということが記載されていないと

私は見たのですけれども、ないですよ。基山町の、具体的に国のことが書いてある。去年はリーマンショックが書いてあったかな。ことしは、この中にはありますよね。大井財政企画官、原係長が書いてあるところがありますが、本来基山町が必要な一番大事な小さな情勢分析がないんですよ。

今、デフレの正体という本があります。それ、いろいろな分析をされています。地方のことも分析されています。そういう分析が、私は、本来予算をつくるための分析、必要な一番大事な分析がなかったと見ていますが、何か一言あれば。

**○議長（後藤信八君）**

城本財政課長。

**○財政課長（城本好昭君）**

地方財政、確かに町の財政がどうなるかというのが一番大事ですけれども、地方財政は国の財政と同一基調で運営をされております。国庫補助金、地方交付税、県の補助金、国庫補助金、それぞれ、それらの収入見通しをつけないと、町の予算は組めません。一般財源の大部分を占める地方税につきましても、国の政策、工場の廃止とか、景気とかが大きく影響してきますので、それいかんで大きく町の歳入というのは変わってきます。予算編成方針の上の方にはリーマンショックとか、国の景気の動向を挙げさせていただいております。細部につきましては、その下の方のそれぞれの、税については税の見込み、そのほかの収入についてはそれぞれ見込みを立てて、歳出についてもそれぞれの見方で、予算編成方針に掲げております。

以上です。

**○議長（後藤信八君）**

片山議員。

**○9番（片山一儀君）**

議会で審議をしなければいけないのは、私が言っているのは、手法的に自治事務ですよ。どう自治事務を組み立てるのか。国がこの中に入れているのは、例えば交付金、補助金、こういう情勢でこれだけしか渡せないんですよということになっているから、これ入れているんです。ところが、基山町自治事務をやるときには、基山の高齢化がどのぐらい進んでいくのか、どのぐらい予測になっていくのか。あるいは、独居老人がどれぐらいいるのか。高齢者2人だけの生活者がどれぐらいいるのか。そういう分析があつて、これを重点をしていか

なければいけないということになっていくのではないですか。

国は、今回多く復興・震災ということをオーバーに挙げていますね。これなんか書いてあります。これ、76ページにわたるレポートですから。

要するに、一番大事な、町長の政策的なものを、議会が政策論議をするだけの資料が出てこないんですよ。おまえら勝手にやれということかもわからないけれども、あるいは情勢が、考えてやっているというけれども、これは文書にならなかつたらいけない。我々は文書をもっているわけですから。それでもって、考え方を我々は知るわけです。

予算の情勢に応じ、諸計画を実施する根拠、手段として調製されるので、絶対意思を出す、必要なんです。要するに、見ている限り、弁証法的あるいは帰納法的手法がないんです。私は議会に出たときに、弁証法と帰納法について質問したことがあります。要するに、地方の自治体において帰納法的な説明がないんです。弁証法の説明がない。弁証法的な説明がない。だから、非常にわかりづらい。つくるときには、帰納法なり弁証法の手法が絶対に必要です。そうしないと、説明できないんです。

そういう点について、帰納法だ、弁証法だということを頭の中に入れて、こういうふうに議会で説明しようということを念頭に置いて、文書を書かれ、考えられましたか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

それは十分考慮の上作成しております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

それが、多分されているとおっしゃる。ただ、それが出てこない限り、表現されない限り、やったことにならないんです。ですから、陽明学に「知行合一」という考え方があります。

「知りて行わざるは知らざるに同じ」、出てこなければやっていないのと同じなんです。

次に、予算編成方針、平成23年度と平成24年度を比較してみました。職員管理あるいは子ども医療費助成、住宅リフォーム助成事業補助金、新図書館、総合型地域スポーツクラブ等、項立てはあります。新しく入ってきています。若干の文言修正があるものの、ほとんど旧年

のコピーで、今年度の重点施策はわからないんですね。町長が、あるいは、今回は骨格予算ですから、そこまで出てこなかったんだと言われれば、それまでです。

それで、編成方針の最初に、個人のお金に直したらという項目がありますよね。去年とことしのパーセンテージ比較されてみましたか。どれぐらい上下になっているのか。ほとんどないんです。要するに何にも変わっていない。文書自体もほとんど変わっていないですね。そういうところをやはり検討していただきたいと思います。

それで、4項目の予算の相関はどのようになっていますかと言ったのですが、「第1項のところで述べたとおりです」と書いてあります。私はこれも回答に納得できない。なぜか。元来、予算とは単年度主義です。ことしじゅうに使ってしまわなきゃと。総計入れて、使ってしまわなければいけなかったから、年度末になるといろいろな事業が起こされました。

ところが、2国等が可能になって、繰越明許費、継続費等の設定が出てきたわけですね。だから、すべて、例えばお金がないから、あるいは後年度負担、平均に将来のわたる用途まで負担しようということで、お金がないから地方債を発行するわけではない。地方債を発行することは、孫、子供まで払ってもらうために地方債を発行するわけですね。そういう考え方があるわけでしょう。

ですから、これには全部相関があるんです。相関があるんです、予算にはですね。流用のところはちょっと違いますけれども、違うと思いますが、要するにそういう仕組みの原理原則は理解されていると思うんだけど、我々に伝わってこないのですね。

だから、その審議が、その相関でやっぱり審議していくわけですから、地方債にしても、ただ利率が幾らですよ、これの許容範囲、これは多分全部国から了解をとってやられている事項だと思います。これだけのことをやりますからというのが、国が負担するわけですからね。そのあたりが見えてこないんです。

町長自身、そういう考え方があったのかって酷ですかね。もう、でも9年目ですものね、公務員になられて。一番基本的な事項で、やっぱり上から考えていかないと、要するにそれがわかっていないと想像することができない。地方自治体で何を、自治事務を重点にやらなければいけないのか。だから、この前、同僚議員から質問があったように、総合計画のない道路を何でつくっているんだと。緊急性だとおっしゃる。じゃあ、計画は何のためにつくるんだ。計画を、今実施計画というのは3年度の、小野課長が前企画政策課長のときに、スクラップ・アンド・ビルドだ、ローリングシステムだなんてことを言われてやられていますが、

基本的に県の総合計画、4年間です、県は。県知事が任期4年間にこれだけやるんだよという目標設定をしてやっておられます。そこらと全然違うんです。

要するに、私が言うに、計画は全部コンサルに任せてしまうから、全部網羅したものをつくってしまうから、実際のものに生きてこない。本来総合計画が実施計画になって、それが町長のあるときの情勢見舞いだったり、情勢見積もりによってですね、意思が入って、そこに予算が組まれなければいけない。それで、そのところがどうかということを我々は真剣に審議しなければ、住民の負託にこたえたことにならないと。自分のところにどう予算がついているかをチェックするだけでは、本来の住民の負託にこたえることにならないと。そういうことをやっているから、議会の品格を疑われ、議会の不要論みたいなことがより騒がれるんじゃないかと憂いているのです。

で、たくさん時間があるでしょうから、あるでしょうからって、要るでしょうから、最後になりますが、骨格予算はなぜかというのは、確かに言われるとおりでと思うのです。いろいろな見積もりをしたり、資料を集めたら。でも、地方自治体の予算規模は小さいんですよ。しかも、自治事務でやられる予算は、例えば法定受託事務に充当していくと、使える可能性のある予算はごく限られたものになってくるでしょう。また、その自治事務を起こすことによって、国から補助金もとってこなきゃいけないですね。そういう調整があるからできないとおっしゃるんだけど、予算規模はごく小さいです。対象範囲は狭い。したがって、幾つかの想定を立てて調製案を準備するということはできなかったのかな。我々は寝ないで仕事をしたことは何度もあります。もう町長選があるから、あらかじめ骨格予算としておけば、あと6月に補正をやればいいんだというふうな考えでスタートされたじゃないか。職務に対して、必要性があってやられる気迫が私は感じられなかったもので、こういう項目を入れたんです。多分答えもそういう答えになるだろうと全部想定はしております。その苦勞がわかるから。わかるけれども、それを、案をつくっておく、あるいは徹夜でもその当初予算を間に合わせるんだ、当初予算をつくらないと大変なんだという意識が、私はやや希薄ではなかったのかなという危惧を持ったわけです。いかがですか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

想定予算規模が小さいとはおっしゃいましたけれども、やることは大きい自治体も小さい

自治体も同じですので、予算ができ上がって、結果的に見れば、繰入金を繰り入れして財源調整したとかいう簡単な結果かもしれませんが、その過程には、今議員おっしゃいましたように、財源の確保とか、歳出の見積もりとか、予算の大小は変わらず、やることは一緒ですので、それはそういうことだと思います。

予算をつくるためには、今年度に限りますと、1月末には町長査定を行って、予算の組み立てを全部やってしまいますので、町長選の告示、2月7日でしたか、その以降に事業を入れたりすると、事業ができたとしても、いろいろと組み立て全部が大きく変わってきて、議案発送に間に合わなく……、間に合わないことはないでしょうけれども、そういうことが考えられますので、今回については、6月以降に補正をさせていただくということで進めております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

今、ことし、今回、予算委員長に重松委員がなられて、随分改革をされて、本来の方向へ向かっていっております。去年は、私は意に反しながら、酒井元議長の笑顔に負けて、予算委員長なるものを妥協の産物としてやっていたのですが、非常に基山町の町議会のいいところは、すごく議長さんの理解力のあれかわかりませんが、いい方向へ随分変わっていると思います。それに、やはり本来の姿に合わせて、町民の負託にこたえるように努力をしていきたいと思いますので、すぐには変わらないですね。私が「つぼ中に天を見せることは難しい」と最初、一般質問で言いました。「壺中有天」とあるのですが、それをなからとくことはわからないですね。鶴亀算あるいは並木算のところに、2次方程式だ、3次方程式だを持ってきても、なかなかすぐにはわからないですから、徐々にいい方向へ持っていかないと、私が憂いているのは、将来町長が言われるように、合併は避けて通れないとしたら、うちの職員の方が、非常にリーズナブルで、強い鳥栖と合併、あるいは筑紫野となるかもしれないけれども、そういうところに負けない職員になってもらいたいという思いがある。老人の思いだと否定をしないでいただきたいと思います。

時間がありますが、終わります。

○議長（後藤信八君）

以上で片山一儀議員の総括質疑を終わります。

次に、松石信男議員の総括質疑を行います。松石信男議員。

### ○12番（松石信男君）（登壇）

どうも大変お疲れさまでございます。連日の審議の中で、また、予算特別委員会もありますけれども、よろしく願いしておきたいと思います。

日本共産党基山町議団の松石信男でございます。

平成24年度一般会計予算に対する総括質疑を行いたいと思います。

まず、一般会計全般についてお尋ねいたします。

第1に、予算は骨格予算ということでありましてけれども、予算編成に当たっての基本的考え方、視点についてお尋ねいたします。

第2に、24年度予算は骨格予算ということで、前年より約2億円減額されております。その減額された事業分については、6月議会で補正をされるのかどうかですね。

第3に、町税を含む一般財源の割合が71.6%、前年度より、金額もですけれども、2,287万2,000円金額もふえているところであります。この一般財源がふえていることについて、どのように見られるのかですね。

次に、歳入についてお伺いいたします。

第1に、基金繰入金が前年に比べ、約2億円減っておりますが、その主な理由についてお尋ねいたします。

第2に、町税の徴収率が前年と同じ97%となっているのにもかかわらず、前年より9,200万円もふえておりますが、これはなぜなのかですね、御説明をお願いいたします。

第3に、県支出金が、住宅リフォーム緊急助成事業補助金などで前年に比べますと2,500万円ほどふえております。そこでお聞きいたしますが、住宅リフォーム助成事業の今年度の計画と昨年度の実績、経済効果についてはどうだったでしょうか。

第4に、要介護認定者にかかわる障害者控除、特別障害者控除の認定基準はどうなっておりますのでございましょうか。

歳出について、お伺いいたします。

第1に、継続事業の見直し、縮小や廃止を行った事業とは何がありますか。

第2に、投資的経費が前年度より金額で約9,400万円、38.8%減額されておりますが、これはなぜなのか御説明をお願いします。

第3に、前年度より町債が4,000万円減りまして、一方公債費が約1,100万円ふえております。これについても御説明をお願いいたします。

第4に、介護保険の第5期介護保険事業計画についてお尋ねいたします。3点ほど。相互事業の導入についてどうなったのか。介護保険料基準月額でございますが、これはどうなったのか。第3に、特別養護老人ホームの助成についてはどのようになったのか御説明をお願いいたします。

第5に、地球温暖化対策と自然再生エネルギーの推進について、新年度ではどのような計画、そして今までの実績はどのようになっているものでありましょうか。

第6に、新図書館建設については、24年度中には方向性を示すと言われておりますが、今後具体的にどう進めるのかお尋ねいたします。

第7に、昨年の決算特別委員会委員長報告で指摘をしております育英資金の貸付金の増額などの貸付制度の見直しについてどうされているのか、説明をしてください。

次に、町有財産の活用についてお伺いいたします。3点ほど。旧内山建設跡地利用について、旧中央公民館跡地利用について、旧役場庁舎利用について御説明をお願いいたします。

国民健康保険特別会計についてお尋ねいたします。国民健康保険特別会計の24年度末の単年度収支の見通しはどのようになるのでございましょうか。

最後に、下水道特別会計についてお尋ねいたします。公共下水道の24年度末の普及率見込みと25年度以降の整備計画についてお示しください。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、松石信男議員の御質問にお答えいたします。

まず、一般会計ということで、その（1）予算編成に当たっての基本的な考え方についてということです。平成24年度当初予算につきましては、骨格予算での編成となっているものの、福祉、環境衛生、教育等の必要不可欠な分野については、十分な予算を計上しておるところでございます。

（2）の昨年より約2億円事業費が減額されているということで、6月議会で補正するかということですが、当初予算では骨格予算での編成を行っておりますので、新規事業につき

ましては、6月議会以降での予算計上と考えております。

(3)の一般財源の割合が71.6%前年度よりふえているのはどう見るかということでございます。一般財源割合としては、平成23年度の一般財源割合68.6%から、平成24年度71.6%となっております。要因としましては、平成23年度、子ども手当のつなぎ法案関連による国庫支出の減額と、まちづくり交付金事業の終了による国庫支出と起債の減額及び基金繰り入れの減額が大きな理由でございます。

歳入でございます。

(1)基金繰入金が前年に比べ約2億円減っていると。その理由はということでございます。骨格予算のため、新規事業の計上をしていないことが主な理由となります。

(2)町税が前年より9,200万円もふえているのはなぜかということです。個人町民税につきましては、扶養控除見直しにより増額を見込んでおります。固定資産税については、国土調査終了に伴う土地評価見直しにより、評価額の増を見込んでおります。

また、たばこ税については、平成23年度はたばこ料金引き上げに伴う税収減を見込んでおりましたが、平成24年度は平成23年度徴収実績に基づいて増額を見込んでおります。

(3)の住宅リフォーム助成事業の今年度の計画と昨年度の実績、経済効果ということでございます。平成24年度につきましては、県費補助2,240万円、町費補助400万円で、申請件数80件を予定しております。平成23年度実績につきましては、平成24年3月6日現在で県費補助1,635万円、町費補助292万円、申請件数は87件で、1件当たりの補助金額は18万7,000円となっております。なお、経済効果につきましては、申請総工事費が1億2,163万円となっております。

(4)要保護認定者に係る障害者控除、特別障害者控除の認定基準についてのお尋ねでございます。

認定対象者は、町内に住所を有する65歳以上の方で、障害者控除は障害の程度が療育手帳の判定B、中度または軽度に準ずる方と、身体障害者手帳が3級から6級までに準ずる方でございます。

特別障害者控除は、障害の程度が療育手帳の判定A、重度に準ずる方、身体障害者手帳の1級または2級に準ずる方と、常に就床を要し、複雑な介護を要する方でございます。

歳出でございます。

(1)継続事業の見直し、縮小や廃止を行った事業とは何かということです。見直し、縮

小については、すべての分野において真に必要なものかどうかの判断、見直しを行っていることであり、負担金、補助金、委託料等が挙げられます。廃止した事業につきましては、まちづくり交付金事業が平成23年度までで事業終了となっております。

(2) の投資的経費が前年度より38.8%減額になったのはなぜかということです。これは、まちづくり交付金事業の終了に伴い、投資的経費の減額となっているということです。

(3) 前年度より町債が約4,000万円減り、公債費が約1,100万円ふやした理由についてはということです。まちづくり交付金事業の終了による起債借り入れの減額、これは4,050万円が主な理由となっております。

また、公債費につきましては、平成23年度から平成24年度支出で長期債元金2億4,450万6,000万円の増額……、すみません、失礼いたしました。2,445万6,000円の増額、長期債利子は1,303万9,000円の減額となっています。元金の増額については、基山小学校新築等の元金償還開始が主な理由でございます。

(4) の介護保険の第5期介護保険事業計画についてと。その1としまして、総合事業の導入についてでございます。鳥栖地区広域市町村圏組合の第5期介護保険事業計画に、総合事業の導入につきましては盛り込まれる予定でございます。

2の介護保険料について、第5期介護保険料は基準額4,666円でございます。第4期介護保険料は基準額4,356円でございますので、第4期介護保険料と比較すると310円のアップとなっております。年間では3,720円の増となっております。

特別養護老人ホームの増設についてです。佐賀県の第5期さがゴールドプラン21で、特別養護老人ホームにつきましては、増設計画はありません。そのために、第5期介護保険事業計画につきましても、県の方針により増設されないものとなっております。

(5) の地球温暖化対策と自然再生エネルギーの推進についてでございます。佐賀県公共施設省エネ・グリーン化推進事業で、平成22年度から平成23年度に事業費2,432万8,000円で役場内照明LED260基、防犯灯LED102基を施工いたしました。

(6) 新図書館についてです。図書館につきましては、住民の方の意見を十分に収集し、考えていきたいと思っておりますので、検討委員会を立ち上げる等して、基山町にふさわしい知の情報拠点、町民の交流の場となるような図書館を検討していきたいと思っております。

(7) の育英資金の貸付制度の見直しについてでございます。育英資金の貸付制度の見直しにつきましては、貸付額の増額や対象者の拡大等が考えられますが、今後の育英資金運用

委員会の中でも検討していきたいと思います。

8番目の町有財産の活用についてでございます。

その1、旧内山建設跡地についてということです。これは庁舎内でただいま検討中でございます。

2番目に、旧中央公民館について、佐賀県の実松川の改修計画の状況によって、その利用方法も変化すると考えられますので、計画策定を待って活用を図っていかねばならないと考えております。

旧役場庁舎についてということです。3番目、旧役場庁舎等の活用方法については、各方面から検討いたしておるところでございます。

国民健康保険特別会計です。24年度末の単年度収支の見通しについてということです。保険給付費が平成22年度の2割増し程度なら6,000万円から7,000万円の赤字になる見込みでございます。

下水道特別会計です。公共下水道の24年度末の普及率、見込みと25年度以降の整備計画についてというお尋ねです。平成24年度の下水道工事は舗装工事のみですので、平成24年度末公共下水道の普及率につきましては、平成23年度と同じく、75.6%を見込んでおります。平成25年度以降の整備計画につきましては、現在、基山町公共下水道事業全体計画の見直しを行っておりますので、その報告を受け、平成24年9月末までには平成25年度以降の整備計画を決定したいと思っております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それでは、質問を行いたいと思います。質問の順序を若干時間の関係で変えさせていただきます。

まずは、予算編成に当たっての基本的な考え方でございます。

今、答弁いただきました福祉教育分野については、十分な予算配分をしているということで、それは非常に歓迎しているものでございますが、この予算編成のコンセプトと申しますか、全体的な考え方ですね。これは、町長、スローガンといえばスローガンですが、どのように考えられているのかですね。今年度予算編成方針の特徴と申しますか、コンセプト。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

予算編成方針、そのコンセプトということでございますが、これは所信表明でも申し上げましたように、やはり財政をしっかり見て、そして基山町らしい特色のあるまちづくりをしたいということでございます。それには、インフラの整備もまだまだ必要でございますし、それから特に福祉とか、教育とか、子育て、その辺にしっかり取り組んでいくということでございます。そして、職員に対しての、これは1月頭、12月でございますか。予算編成に当たって私から言ったのは、今日本、いや、もう世界じゅうで経済が非常に不安定でございますので、その辺はしっかり見ていかなければいかん。非常に先行き不透明だと、不安だということ。それから、地方自治体へのニーズも多様化していると。そういうところを踏まえて、将来を見据え、町民の利益を中心に施策を考えていこうということを言っております。

それから、やはりこれから先を見たところで、計画的な事業も考えて遂行していかなきゃいかんと。それと、もう1つは骨格予算であるということを職員には言っております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

骨格予算ということで、きちんとしたあれはないかもしれませんが、ただ、たしか一般質問で基山町の最大の課題は何なのかということでお聞きいたしました。それに対して町長は、少子高齢化と人口減少に歯どめをかけることが大事なんだということをおっしゃっています。私は、今年度の、骨格でございますけれども、今後6月議会とか、9月議会の中で補正されていくという中で、やはりその基山町の最大の課題である少子高齢化や人口減少に歯どめをかける予算なんだというふうに判断したいと思うわけですが、どうでしょうか。町長は、それよか先にお金が決まると。財政が決まるということは、それはそれでわかる気はしますけれども、それを除いてどういう予算だということ、はっきりお示してください。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私も少子高齢化、それから人口減少、これはしっかりと取り組んで、最小限の減少、ある

いはストップをかけて増加に持っていくような、そういうことをやっていかなきゃいかんというふうに思っております。それには、やっぱり申し上げますように、福祉とか、子育てとか、そういうことに力を入れていきたいということです。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それで、これはもう1回確認させてもらいたいのですけれども、2億円減額されております。骨格ということですが、これは6月議会、そして9月議会で補正をしていくと。6月議会で1億円補正、9月議会で1億円補正というふうになるのか、ちょっとわかりませんが、23年度なり、もしくはそれ以上の予算を組むということになるのでございませうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

今ここで23年度以上というようなことは申せません。ただ、今私が財政課とも考えているのは、6月でもう頭、骨格だということで、ちょっと査定の段階で抑えておる、それだけでも1億円ちょっとになろうかというふうに思っておりますので、それにもっと、いや、骨格だから出さなかったんだというような部分もあろうかと思えますから、もうその辺のを加えると2億円近くはなろうかと。それ以上ということかもしれませんけれども、その辺はバランスをとりながらやっていきたいと思えます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

23年度並みの予算は組むというふうに取りました。

それで、一般財源が前年よりふえたことについてでございます。今説明がございました。御存じのとおり、町税を含む、地方交付税もそうですが、基山町が自由に使えるお金でございます。国・県からひもつきでないお金、町長の頭次第でどうでも使えるお金といった言い過ぎでございませうか。これが前年よりかふえているわけでございます。率でも金額でもふえております。ですから、再度確認したいのは、今言いましたように、基山町が自由に

使えるお金、いわゆる一般財源は、確実に前年よりかふえましたということで確認させていただいていいでしょうか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

割合といたしますのは相対的なもので、ことし上がったのは国庫とか、基金繰入金とかの特定財源が減って、一般財源である税がふえたということですがけれども、確かに費目も見てみますと、一般財源の金額はふえております。主な原因としては町税です。年少扶養控除の廃止の関係で町税がふえたということだけは確実に言えることだと思います。

以上です。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

今の確認によりまして、基山町が使えるお金はふえたんだと。いわゆる政策予算と申しますか。で、よく見てみますと、もちろん町税がふえましたけれども、地方交付税、臨時財政対策債、これを見てみますと、約1,000万円前年よりふえているということを申し上げておきます。

次に、歳入で、町税の収入増について、今ちょっとおっしゃいましたけれども、個人町民税が前年よりか約3,000万円ふえております。1回目の質問でも申し上げましたように、徴収率は変わっておりません。それで、これは、町民の方の家計収入がふえた結果なのかどうかですね。その辺の判断についてお尋ねいたします。

○議長（後藤信八君）

天本税務住民課長。

○税務住民課長（天本政人君）

町民税の増についてですけれども、これにつきましては、所得そのものが増加したというような判断はいたしておりません。所得は逆に減るのではなかろうかと、課税所得はですね。先ほども説明にありましたように、扶養控除の廃止というのがありまして、16歳未満の年少者の扶養控除が廃止ということと、高校生、16歳から18歳までになりますか、高校生の特定扶養ということで上乘せされておった分が廃止というようなことになりまして、所得控除、

所得から控除する額が減ったということで、差し引き、実質的な課税標準額、課税所得額がふえたということでの増額ということでございます。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それで、調べてみますと、個人町民税の、この間5年ほどですが、動きについてでございますけれども、平成20年度当初をずらっと見てみました。20年、21年、22、23、ずっと減ってきていますね。個人町民税ですね。町税ではなく、個人町民税。20年度に比較しますと、23年度までで7,385万6,000円減ってきていると。これはどういうことかということは、もうおわかりだと思うのですが、町民の皆さんの収入は、さまざまな要因により年々減ってきていると。ことしもまたさらに減ってくると、当初で見てみますとですね、という結果だろうと。ですから、町民の暮らしは厳しくなっていると見ていいというふうに思います。

次に移ります。国民健康保険特別会計の方に移らせていただきます。

先ほど、約7,000万円の赤字が出るのではないかというような予測を言われました。これについては、同僚議員にも答えられておりますが、そうしますと、この赤字解消のためには、来年度はこの国保税を上げざるを得ないということになるのでございましょうか。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

今のところ、23年度の医療費が伸びておりますので、ずっとそれを推移していきますと、それを想定すると、24年度いっぱいしか保険財政はもたないということで、25年度には多分保険税の改定を行わなければならないと考えております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

国保税を来年度から引き上げるというようなことを言われ、答弁されたと思います。それで、これについては私も今まで何回も質問してきております。本当に町民の皆さんからは、国保税が高いと。これは聞かれていると思いますけれども、そういう声が非常に多いです。私たちが一昨年とった町民アンケートでは、基山町政に望むことは何ですかという設問がご

ございます。その中でのトップは、国保税の引き下げです。これがトップでございました。もちろん設問の仕方にもいろいろ課題があるとは思いますが。

先ほど質問しましたように、町民の所得は年々減ってきています。今、町長にもお渡しいたしました。これは国保税の問題について私が質問したときに答弁をいただいた内容でございます。表にしてみました。基山町の国保世帯の平均所得額と国保税額の推移ということで、昭和59年度と平成21年度の比較をした表でございます。今手元の方にお配りしておりますので、見ていただければと思いますが、まず、国保世帯の平均所得は、昭和59年度は158万7,766円でございます。これが平成21年度、115万4,010円になっています。実にこの間43万3,756円減っています。そういうふうには減っているにもかかわらず、国保税でございますが、1人当たりの国保税、これが昭和59年度、5万4,389円、これが平成21年度には10万6,000円に、約2倍にふえています。あと、1世帯当たりの国保税ですが、これが15万1,335円から19万7,000円にふえています。約1.3倍です。だから、町民の方は高いと言われるはず。所得が減ってきているにもかかわらず、国保税だけは2倍、もしくは1.3倍にふえている。それが、新年度はまたさらに町民の方の所得は減ると。これでは、本当に町民の方は幾ら医療費が、それはわかりますよ。医療費が上がれば仕方がないじゃないかという意見もありましょう。しかし、私は悲鳴を上げられると思うのです。何とかせないかんというのが、私の気持ちでございます。

そこで、町長にお伺いいたしますが、そういう町民の方の厳しい暮らしの中で、これ以上、私は国保税を上げることには限界があると思うのですよね。いや、医療費が上がっているから仕方がないじゃないかという認識なのかどうかですね。私は一般会計から、本当に思い切って繰り入れをすると。これを本当に真剣に考えると。そして、抑制すると。引き上げないということを本当に真剣に、この一般会計からの繰り入れについて、町長は今までは考えていない、考えていないとずっとおっしゃっていました。今でもそうですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

国保に一般会計からの繰り入れというようなこと、これは以前にも松石議員がおっしゃっていましたが、国保の性格上、本当にそれがいいのかというような、これはやっぱり疑問が残ります。国保に加入してある方が二十何%、30%もいきません。そこにもって、そ

れに一般会計から、これは言ってみれば、町民の皆さん全体の税金だというようなことからしまして、本当にそれをすぐそっくりそのまま入れるのがいいということ、これはなかなか難しいところだと思います。公平性のこともございますので、慎重に考えなければいかんと思います。一般財源から幾らか入れるのか、すべて入れるのか、幾らか入れるのか、あるいはもう一切入れないのかというような判断は、ちょっとこれからまた考えなきゃいかん。そして、ことしの秋ごろには何らかの結論を出さなきゃいかんというふうには、担当とも話しております。

**○議長（後藤信八君）**

松石議員。

**○12番（松石信男君）**

それで、この繰り入れの件ですが、これは国保新聞に載っておったわけですが、今全国の7割の市町村が、もうこれ以上国保税を上げるわけにはいけないということで、1人当たり1万円を超える金額を一般会計から繰り入れていると報道しています。鳥栖市は、いろいろあるのですけれども、新年度も4,000万円繰り入れています。という状況です。

それと、町長がその3つの案を、結論を12月ぐらいに出したいということですが、仮に医療費が上がった分、全部国保税に転嫁させるということになれば、相当アップするのではないかなと思っていますが、新聞報道で御存じだと思うのですが、昨年12月議会の、これは小城市議会ですが、国保税引き上げ案を議会は否決しています。今こういう状況なんです。それは、基山町議会はわかりませんよ。賛成かもしれません。否決されるかもしれません。しかし、議会としても、やはり町民の方に責任を持っているわけですから、それはお金の使い方はいろいろ考え方はあります。しかし、そういうふうになっているということを御紹介しておきたいと思います。

そこで、私は、何でこんなに松石さんはしつこかのかと。で、国民健康保険というのは、御存じのとおり社会保障制度です。社会保障というのは、国民の最後のセーフティネットなんです。ところが、その社会保障制度である国保制度、それが赤字、もちろんこれは国にも責任、第1の原因は国だと思いますけれどもね。ということ。そして、その結果、引き上げる。その結果、滞納者が生まれる。滞納者は年々基山町でもふえてきていますよ。その結果、保険証をもらえない。その結果、病院にかかれない。その結果、死ぬと。つまり、社会保障である国民健康保険制度が国民を苦しめ、殺していると、極端に言えばです

ね。これであっていいのかということなんですよ。

何回も今まで言うておりますが、憲法25条には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされています。そして、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定められています。ですから、何回も言いますように、国保税が払えず、払いたくても払えず、病院にかかれなないと。こういう事態は、絶対に避けたいかん、これは基山町では、避けるべきだというふうに私は思っておりますので、ぜひそういう方向で町長の判断、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に移ります。住宅リフォーム助成制度についてお伺ひいたします。

先ほど補助額、県・町合わせて1,927万円に対して工事額は1億2,163万円と。これだけ見ると6.3倍ですよ、経済効果。この経済効果については、県議会とか相当いろいろ議論にもなつて、議論というか、報道されておりますが、これはどのように担当課長か町長、どちらでも結構ですが、お示してください。

**○議長（後藤信八君）**

天本まちづくり推進課長。

**○まちづくり推進課長（天本正弘君）**

お答え申し上げます。

全体で87件でございましたけれども……。 （「いや、そうじゃない、経済効果」と呼ぶ者あり）

経済効果につきましては、町長の方から答弁がありましたように、総工事費で1億2,163万円となっております。うち、町内の業者が施行いたしました分が8,155万9,000円となっておりますのでございます。 （「町長、経済効果をどう判断されていますか」と呼ぶ者あり）

**○議長（後藤信八君）**

小森町長。

**○町長（小森純一君）**

経済効果と言いますと、今課長が申し上げましたように、町内の業者でも8,000万円何がしかの受注があつておるといふことですので、それはそれを見てわかるとおり、それなりの効果はあつたといふことだと思ひます。それから、利用された住民の方ももちろん経済的にといふことがありましようけれども、その辺のところかなと思ひております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

非常に経済効果は大であるというふうな、県議会の中でも、そういう報道もされておりますし、基金を積み増したらどうかと。3年の事業ですよ。あえて去年、ことしといたしますか、3カ年事業ですが。それで、先ほど87件に対して助成をやったんだということでありましてけれども、そのうち基山町内の業者に頼んだといたしますか、町内業者がした工事施工件数、これは何件ですか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

町内業者が施工した件数は65件でございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

本当に、このように非常に経済効果も大きいと。私は、町内の業者の方からいろんな意見もお聞きしましたし、この住宅リフォームを利用された町民の方からもいろいろな意見を聞きました。非常に歓迎をされております。よかったということで、しかし、申請したけれども間に合わなかったとか、非常につかえとったとか、いろいろあるのですが、そういう声の中で、このリフォームの助成対象が50万円以上なんですよね、今。これをもっと引き下げてほしいと。ぎゃんで利用するものはおらんばいと、50万円以上ですね。おらんばいって、実際おらっしゃるわけですがけれども、そんなにおらんということで、20万円ぐらいにしてもらえんかどうかという声も出ております。

ですので、私はもっと使いやすい、使い勝手のいい制度にすると。そのためには、この補助対象工事費額ですね、これを引き下げたり、町費の補助ですね。現在、工事費の5%、5万円限度ですよ。この増額を私は検討すべきというふうに思っておるわけですが、これ、町長、どのようにお考えでしょうか。いや、町内の業者の方の景気はほんにいいと。だから、そこまでする必要はないというふうに思っているのかどうか、それは極端で申しわけないのですがけれども、やはり今言いましたように、補助対象額を引き下げると。50万円から20万円

ぐらいに引き下げたり、いわゆる工事費の5%、5万円を引き上げると、こういうことを私は検討すべきだと。

ちょっと合わせて申しますと、何回も言いますが、嬉野市は工事費1万円から補助しています。それはちょっといろいろあるかもしれませんが、町長の御見解を。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

額、補助対象額を引き下げると、利用しやすくするというようなことでございますけれども、嬉野の例はちょっと私も知りませんが、これは県の分としては、やっぱり県のサイドでいろいろ協議をしなきゃいかんと思います。町をどうするかというようなこと、これはまた嬉野あたりも調べて検討しなければいけないのかなど。それは、する、しないは別にしましても、検討はしていきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

ちょっと訂正をします。ちょっと私の記憶が定かではない、鹿島市だったと思います。すみません。ちょっとその辺定かでございます。鹿島市だったと思いますが、すみません、その辺はぜひもう1回調べていただければと思っております。

次に移ります。第5期介護保険事業計画についてお伺いいたします。

総合事業を、介護予防・日常生活支援総合事業という名称でございますが、これが実施予定になりますと、いわゆる要支援1、2の高齢者の方、これはこの介護保険から外されるのではないかと。だから、介護予防サービスがダウンするんじゃないかとか、そういう心配をさきの議会で私はしました。これについては、どのようになりますか。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

12月でもお答えいたしましたけれども、この総合事業につきましては、鳥栖広域の介護保険課につきましては、第5期に盛り込んでいくというふうにもう決まっております。あと、盛り込みますけれども、それを実際基山町でどうやっていくのかというのは、行政判断とい

うことでなっているということですので、まあ、12月以降に何回も鳥栖の介護保険課にお尋ねしますけれども、まだ国の方針がしっかり固まっていないということですので、もしうちに対して、住民サービスが低下するようなこと等になれば、しっかり中を検討しなくてははいけませんけれども、そういうふうになっていけば、導入はしないという方向で私は考えております。

**○議長（後藤信八君）**

松石議員。

**○12番（松石信男君）**

心強い答弁ありがとうございます。

次に、介護保険料の基準月額でございます。310円アップ、来年度からするというのですが、私はさきの議会で提案しましたように、基金をおろせば抑えることができるじゃないかと。県も含めてですね、というふうに提案したんですけれども、少しは充てられたのかなという感じがしますけれども、おろして。これ、基金を全額おろせば、引き上げずに済んだんじゃないんですか。どうですか、その辺。

**○議長（後藤信八君）**

眞島健康福祉課長。

**○健康福祉課長（眞島敏明君）**

この介護保険料につきましては、2月28日の介護保険の組合議会の方で、一応料金的にはもう決定をいたしております。その中身が、さっき町長の方からも申しましたように、月額310円、年間で3,720円ということになってはいますが、これは基準額相当の第4段階を申し上げておりますので、とにかくこの介護保険料は、策定をするに当たりましては、基金の方から、介護保険の基金の方から、現在4億6,000万円程度あるというふうに聞いておりますので、そのうちに3億6,000万円3年間で注ぎ込むと。24、25、26で、均等割ぐらいで多分繰り入れるんでしょうけれども、3億6,000万円を入れると。その3億6,000万円入れると、月額354円安くなったと、結果としてですね。それと、あと県の財政基金の方がありますので、それを保険者7団体に交付した分が、鳥栖広域としては3,800万円ぐらいということで、県から来るのがですね。それも3年間で均等割ぐらいで繰り入れていくということで、1年間に1,100万円から200万円程度を繰り入れるということになってはいますので、それが37円月額出たと、安くなったということで、トータル的に310円上がりましたということで、

それを入れんと約500円弱ぐらいは上がると、基金を繰り入れんとですね。そういうふうになっていますので、基金を繰り入れた効果はあったのではないかと私は思っております。

○議長（後藤信八君）

質問の途中でありますけれども、12時を超過いたしましたので、ここで午後1時まで休憩します。

～午後0時04分 休憩～

～午後0時58分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

あと18分少々でございますので、よろしく申し上げます。すみません。

それでは、次に、歳出の継続事業の見直しや縮小、廃止を行った事業について、お尋ねいたします。

廃止した事業は、まちづくり交付金事業ということでございました。で、資料等を見ますと、扶助費が前年より約1,800万円減、物件費が約3,600万円減になっております。そこで、事業の規則とか要綱の見直しなどによって、例えば児童福祉や老人福祉、委託料などを減らした事業を、これ具体的に何があるのか各担当課長にお聞きいたしますが、まず最初に健康福祉課長から。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

私のところの健康福祉課につきましては、制度も変わっておりませんので、そういう減額したとか、廃止したとかというのはございません。（「次、各課長、ずらっと」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

えっ、各課長ですか。こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

当初予算と比べますと、子ども手当の分が法律の改正の分で、比較しますと減額にはなっ

ておりますが、それ以外では町の要綱等で減らしました事業は特にございません。

○議長（後藤信八君）

教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

教育委員会の方も特別に減額をしたというふうな項目はございません。ただ、教科書の関係で、小学校と中学校で、前年と比較して増減が出ております。教科書改定に伴うものでございます。（「そうしたら、後ろも」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

全部ですか、全部。天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

まちづくり推進課の方では、事業の見直し、縮小、廃止を行った事業はございません。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

本課の方につきましては、林道の維持管理補修分が、緊急雇用の2名増という、24年度要望して2名増ということで、林道の管理の方が若干金額が減っているというところでございます。交付金ではなくてです。委託料がそういうふうになっています。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

企画政策課の方ですけれども、従前、予算説明書というのをつくってございましたけれども、これが来年度は広報の方でするようにしましたので、その分が減額になっております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

予算説明書というのは、町民の皆さんに配る分ですか。ああ、そうですか。はい、はい。

次は、はい、どなたか。（「それはおかしいんじゃない。議長がちゃんと」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

ちょっと、私が指名しますから。（「はい、どうぞお願いします」「議長、だれにって」と呼ぶ者あり）

だれにですか。（「いや、全部の課長です」「全部っていう課長ないですよ」と呼ぶ者あり）全部って、それぞれ指名してください。（「いやいや、指名するのは……」と呼ぶ者あり）

天本税務住民課長。

**○税務住民課長（天本政人君）**

税務住民課の方では、事業の見直しとかいうことはありませんけれども、固定資産の評価がえ業務が前年度終わりましたので、24年度はありませんので、その部分で委託料の減額にはなっております。（「議長、指名して」「それ、おかしくないですか。だれに質問するかということ言ってから、議長が指名……」と呼ぶ者あり）

**○議長（後藤信八君）**

全員の皆さんに質問、回答をお願いしたいという質問ですから。

毛利会計管理者。

**○会計管理者（毛利俊治君）**

出納室関係の会計管理費の中での事業等の見直し等はありません。

以上です。

**○議長（後藤信八君）**

小野総務課長。

**○総務課長（小野龍雄君）**

私の方は、選挙が来年度ありませんので、選挙は全部落としております。

**○議長（後藤信八君）**

城本財政課長。

**○財政課長（城本好昭君）**

財政課は特に事業等ありませんけれども、減額の主なものとしては、人件費を、性質別で見てもらえればわかるように、選挙関係もありまして、人件費と子ども手当ですね。それから、普通建設の関係で、まちづくり交付金ですけれども、高島団地の道路の整備事業が終わりましたので、それが減の主なものとなっております。

以上です。（「はい、どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

松石議員、指名を受けてから発言してください。

○12番（松石信男君）

すみません。急に申し上げまして。

それで、次に移ります。

要介護認定者に係る障害者、普通障害者、それから特別障害者控除についてでございます。これ、申請件数ですね。普通障害者控除、特別障害者控除、申請件数と、それぞれの普通と特別、これ、認定件数は23年度というか、幾らになっていきますか。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

22年度が8名の方です。23年度が9名の方でございました。

以上でございます。（「認定」と呼ぶ者あり）あつ、失礼しました。

要介護の認定でございますね。そうしたら、24年2月末でよろしいですかね。えっと、全体で第1号被保険者が711名……。 （「あつ、いやいや、普通障害と特別障害の認定者、障害者控除を認定した人をそれぞれ」と呼ぶ者あり）だから、さっき申しましたように、平成22年度が8名で、23年度が9名でございます。（「合計ですね」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

はい。年度の合計でございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

で、私の感想ですけれども、非常に認定件数が大変少ないのではないかと感じております。もちろん先ほど答弁の中で、認定基準といいますか、それは説明がございました。はっきり言って、私はよくわかりません。よくわかりませんが、ちょっと難しいのかなというか、そういうことが私はそういう少ない人数になっているのかなと感じております。

それで、私は非常にこの認定の基準について、もうちょっとわかりやすくすると。いや、

これでわかりやすいですよと言われればそうですが、例えばほかのところでは、要介護度1から3までの人を普通障害者扱いですね。で、要介護度4、5を特別障害者扱いとして認定している市町村がございます。ぜひそれは、私は検討していただきたいと。まあ、非常に少ないというふうには感じておりますので、先ほどちょっと言いかけられましたけれども、要介護度1から5の方、何百人とおらっしゃるわけでしょう。もちろんその中には、障害者手帳を持ってあるから、それで控除になる人もおらっしゃるわけですけれども、そういう人たちはちょっとしかいらっしゃらないわけですから、そういう人たちにやはり障害者控除を適用することによって、するということが必要だと。ぜひ検討していただきたいと思います。

次に移ります。地球温暖化対策支援再生エネルギーの推進でございます。

きのうの3.11、非常に各地でさまざまな催し物が行われました。地震、地震による津波、そして原発事故ということで、私も参加したところでございますけれども、やはりこれからの課題、これは基山町の地球温暖化対策の計画書にありますように、自然再生エネルギーを活用していくと、これが大事な課題であります。そういう点では全く一致しますし、そういう点ではさまざまなLEDということで、2,400万円ほどで事業されてきていると。このことによって、非常に電気料が安くなるというか、それだけ電気を使わなくて済む結果になっているということは、非常に結構なことだと思いますが、それで、この計画ですね、地球温暖化対策、自然再生エネルギーの推進、これ、新年度は、いや、まだ6月からですよ、6月補正、9月補正ですよと言われるかもしれんけれども、何かちょっと課長の頭の中にちらちらと浮かぶと、やりたいということはないですか。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今議員おっしゃるように、当然温暖化対策でLED等必要となると思いますけれども、なかなか事業費も大きくございませんので、国の補助事業等があれば、それにのっとり行いたいというふうに、財政の方とも当然協議しながら行っていきたいと考えております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

ぜひ補助事業、補助があればということでございますから、ぜひその辺は研究していただ

いて、やっぱり一歩でも二歩でも前進させると。これが非常に私は大切だと思います。そういうことで、ぜひ頑張っていたきたいなと思います。

この件で、私は昨年9月議会で、町長に質問をしたところであります。町長は、そのときに、生活に必要な電力を原子力や化石燃料による発電から、自然エネルギーや再生エネルギーに転換することが重要との認識を示されました。そして、私が、だとすれば、基山町では自然エネルギーとして一番効果的というか、あるのは何ですかと。計画書の中にありますよね、だっと書かれています。何ですかとって、バイオマスとかいろいろあります。木質バイオマスとかいろいろありますけれども、聞いたことに対して、そのときの基山町では太陽光発電と思っていると。基山町では、これが一番じゃないかと思っていますというふうな答弁がされました。思い出していただいたでしょうか。

そのときも私は提案もしたんですけれども、現在佐賀県は住宅用太陽光発電の普及率は日本一であります。それは御存じだと思います。で、この普及のために、県と県内の各市町村、助成金を出しています。私は、基山町の新エネルギー、再生エネルギー、太陽光発電であるとすれば、やっぱり町として何らかの助成金をつけると。これしかないとすればですね。もちろんほかにいろいろあるかもしれんですよ。いや、いろいろなことを考えたら、小さな小川に発電機をつける事業も、県内では試行的に始まっていますよね。どこやったですかね。この前新聞でちょっと載っていたのですが、ちょっと忘れましたが、そういうのもあると言われるかもしれませんが。とすれば、やはり1万円でも、2万円でも、5万円でも補助金をつけて普及させていくと。私は、この方向しかないと思うのですよ。

原子力発電に希望は持てますか。いつまでも原子力発電に頼る。いつまでもCO<sub>2</sub>をどんどん排出する。いや、それは国の課題だから、そんな基山町のごたつとは、ちょっと国にお任せしましょうという考え方もあるかもしれんですけれども、やっぱり基山町ができること、本当に国民一人一人ができること、この積み上げが私は大事かと思うのですよ。そこを、本当に私たち町民も、行政も真剣になって、やっぱり自分のできることから始めていくと。ここにこそ、私は希望があると思うのです。

ですから、それは財政が大事ですよ。「松石さんのこと、聞きよった、あれもせれ、これもせれ、お金が幾らあったっちゃ足らんばい」と言われるかもしれません。しかし、お金は生きなければいけないと思うわけですよ。その生かし方の問題でしょうけれども、これからの世代も考えないかん。基山町が今できること、これを私は町民も行政も考えていくと。

それを実行していくと。同僚、大山議員からも、例えば生ごみは減量化したらどうかと、こういう提案もあってましたけれどもね。

それで、また言うち言われるかんしれんけども、この太陽光発電に対する補助金ですね。これ、この前の答弁の中でも、考えていないわけではないけれども、いや、当面はほかの事業に使いたいという感じの質問だというふうに、ちょっと私のあれでは聞いています。町長、再度、どうなのかですね。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

以前にも言ったということでございますけれども、私も原子力発電については非常に疑問を持っております。最近もアンケートとか来ておりますけれども、やはり将来的にはほかの自然エネルギーをとというような回答を出しております。

それと、また、では、基山町で水力、風力、これはやっぱり無理だろうということも変わっておりません。そうなってくると、勢い太陽光発電だろうというふうには思っております。やはりそれには、啓蒙なり、動機づけなりということも必要だろうとは思いますが、本当にそれに助成をして、どれだけ有効化というようなことは、ちょっと考えていかなければ、よそもやっているぞとか、そういうことだけではなくて、よそも何か以前やっていたけれども、もうちょっとというようなところもございますから、その辺のところはやっぱり考えていかなければいかんというふうに思っております。（「終わります。ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

以上で松石信男議員の総括質疑を終わります。

#### 日程第5 委員会付託

○議長（後藤信八君）

日程第5．委員会付託を議題とします。

ただいまから議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔付託表配付〕

○議長（後藤信八君）

配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、別紙議案付託表記載どおり、これを予算特別委員会に付託と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

本日の会議は以上をもちまして散会といたします。

～午後1時18分 散会～